

財政融資資金の確保に関する要望

令和2年11月12日

千葉県市長会

千葉県町村会

新型コロナウイルス感染症の長期化は、地域経済に甚大な影響を及ぼしており、千葉県内市町村においても、令和2年度は地方税の大幅な減収により、減収補填債を発行せざるを得ない状況となることが懸念されます。

また、令和3年度においても、地方交付税の原資となる国税収入が減少し、臨時財政対策債の大幅な増額が想定されます。

このような中、高利な資金調達を余儀なくされれば、地方自治体の安定的な財政運営に支障が生じることも危惧されます。

については、コロナ禍という非常事態において、地方自治体が社会経済活動維持と感染症拡大防止の両立へ向け、適切な対策を講じていくために必要な財政融資資金の確保について、下記のとおり要望します。

記

- 1 減収補填債については、深刻な地方税の減収に伴い地方自治体の財政運営に支障が生じないように、対象税目を拡大するとともに、長期かつ低利な財政融資資金を確保すること。
- 2 臨時財政対策債については、地方交付税の代替措置であることから、国の責任として、地方自治体が安定的な資金調達が出来るよう、財政融資資金を確保すること。

令和2年11月12日

千葉県市長会長 鎌ヶ谷市長 清水 聖士

千葉県町村会長 東庄町長 岩田 利雄